

平成 17 年度事業評価実施結果報告書 < 事後評価 >

政策所管部局	法務総合研究所	評価時期	平成 18 年 6 月
事業等の内容	事業等の名称 行刑施設における効果的処遇に関する総合的研究		
事前評価の概要	<p>1. 課題・ニーズ</p> <p>行刑施設においては、受刑者の改善更生及び社会復帰を図ることを目的に、刑の執行を通じて処遇を行っているところ、近年、受刑者中に占める高齢者の割合が上昇する一方で青年層の受刑者も増えつつあり、受刑者間の世代のギャップによる一律的な処遇が難しくなるなどの「質的变化」や刑法犯の検挙人員が戦後最高水準にあることを背景とした「量的増大」の問題に直面し、その対応に苦慮している実情にある。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>2. 目的・目標</p> <p>本研究では、上記課題・ニーズに対する有効適切な方策についての総合的研究を実施し、その結果を法務省の関係職員に対する職務上の資料として取りまとめることを目的とする。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>3. 具体的内容</p> <p>(1) 研究期間 平成 16 年度から平成 17 年度の 2 か年計画</p> <p>(2) 研究内容</p> <p>ア 現在の処遇に対する検証を加えるため、最近の受刑者の質的傾向及び過剰収容下で行われている現在の処遇策の運用上の問題点等を刑務官から直接聴取し、犯罪学者等からなる研究会を開催するとともに、過剰収容下における多様な施策あるいは効果的な制度をもつアメリカ等から専門家を招へいする。</p> <p>イ 過剰収容対策に関して研究が進んでいる諸外国に当所研究官を派遣し、同諸国の現状や研究を実施している研究者らと討議することにより、制度の抱える問題点等を認識し、運用の在り方に対する方針を探求する。</p> <p>【必要性】 最近の過剰収容等の問題は喫緊の課題とされ、法務省に置かれた「行刑改革会議」においても議論されるなど、当該研究を行う必要がある。</p> <p>【効率性】 本研究は、実際に刑務官として実務経験のある研究官を中心として行う上、法務省の施設等機関である特性を生かし、行刑施設に全面的な協力を得て研究を行うため、手段の適正性・費用対効果の観点からも効率性は極めて高い。</p> <p>【有効性】 本研究の結果は、法務省の関係職員に対する職務上の資料として取りまとめられ、今後の行刑施設における効果的</p>		

	<p>な処遇を企画・立案する上で、有効な資料となることが期待され、有効な研究であると言える。</p> <p>【評価】 「必要性」「効率性」「有効性」についてはいずれも適正であり、本研究は実施すべきである。</p>
評価手法等	<p>外部評価機関である「研究評価検討委員会」(学者委員8名、法務省の他部局員5名 計13名により構成)における評価結果(評価結果の概要は法務総合研究所ホームページへ掲載 http://www.moj.go.jp/HOUSO/index.html)</p>
事後評価の内容	<p>1. 目的等の実現状況</p> <p>今後の行刑施設における処遇施策企画・立案のための基礎資料とするため、統計資料に基づき、受刑者の年齢、国籍、罪名、刑期、入所度数等の様々な属性について動向を分析し、最近の受刑者の質的变化について分析を行ったほか、受刑者の刑期分布、仮釈放率、刑の執行率等のデータを利用して、今後数年間において予測される受刑者数の変動についてシミュレーションを行った。また、高齢受刑者、外国人受刑者等の集禁施設の処遇担当者から実情を聴取するなどして、処遇に困難を伴う受刑者の処遇上の課題について調査を行った。これら調査の結果は、平成16年版犯罪白書に掲載した。さらに、アメリカ等への出張により収集した資料に基づき、拘禁代替策、早期釈放制度の運用状況、それら施策の過剰収容緩和策としての効果等に関して調査を行い、現在、その調査結果を研究部報告として取りまとめ、活用を図る予定である。</p> <hr/> <p>2. 評価結果</p> <p>本研究は、処遇の現状を総合的に分析し、非常に価値の高いデータが得られている。また、成果の一部が平成16年版犯罪白書に掲載され、実務にも生かされており、実務レベルでも学問的なレベルでも極めて価値の高い、有意義な研究であったと評価できる。</p>
学識経験を有する者の知見の活用	<p>上記「研究評価検討委員会」における委員からの指摘を受け、政策評価書に反映した。</p>
備考	

平成 17 年度事業評価実施結果報告書 < 事後評価 >

政策所管部局	法務総合研究所	評価時期	平成 18 年 6 月
事業等の内容	事業等の名称 保護司の活動実態と意識に関する総合的研究		
事前評価の概要	<p>1. 課題・ニーズ</p> <p>平成 15 年 12 月に犯罪対策閣僚会議がまとめた「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」において、治安回復のための基盤整備として「更生保護制度の充実強化」が掲げられている。</p> <p>我が国の更生保護制度の根幹である保護観察制度は、官民協働で行われているところに大きな特徴があり、その中でも民間篤志家である全国約 5 万人の保護司が極めて重要な役割を果たしている。</p> <p>しかしながら近年では、個々の保護観察事件の複雑化、矯正施設の過剰収容と歩調を合わせた仮出獄者の増加などの保護観察処遇に係る負担が増大している一方、保護司としての活動基盤となる地域社会の連帯感の希薄化、犯罪者の更生に対する周囲の理解度の低下、保護司の高齢化や新たな保護司の確保の困難化など、保護司の活動をめぐる状況は厳しさを増してきている。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>2. 目的・目標</p> <p>本研究では、保護司の活動実態と意識に関する総合的研究を実施し、その調査研究で得られた研究成果を取りまとめ、関係各機関に広く配布し、保護司制度の充実強化に関する提言を行うことを目的とする。</p> <p>3. 具体的内容</p> <p>(1) 研究期間 平成 17 年度から平成 18 年度の 2 か年計画</p> <p>(2) 研究内容</p> <p>ア 本研究では、現在保護司が抱えている様々な状況について詳細に調査を行い、問題解決への展望を明らかにしなければならず、そのため、保護司が保護観察処遇の場面において直面している問題、保護司による地域社会との調整に関する問題、保護司確保にかかわる問題等について、保護司に対して面接及び質問紙による重層的・多角的な調査を実施する。</p> <p>イ 日本と同様の保護司制度を擁し、充実発展がめざましいシンガポールの社会開発省及び更生保護施設等関連機関へ赴き、現地担当者から最新の情報や研究に必要な資料を収集するとともに、同国の保護司活動の実態について聞き取り調査を行う。</p> <p>ウ 当所研究官に加え、刑事政策に関して学問的・実践的研究を実施している学者及び実務家等による保護司制度研究会を定期</p>		

	<p>的に開催することにより，今後の保護司制度の充実強化に有効・適切な方策を探求する。</p> <p>また，刑事司法とボランティアに関する研究が進んでいるイギリスから学者を招へいすることにより，当該研究会をより充実したものとする。</p> <p>【必要性】 我が国の保護観察制度にとって，保護司の存在は必要不可欠であるところ，本研究を実施することにより，その問題点を明らかにし，解決策を検討することは，今後の更生保護制度の充実・強化のために極めて重要である。</p> <p>【効率性】 本研究は，実際に保護観察官として保護観察の実務経験のある研究官を中心として行い，保護司に対しての面接やアンケートを実施する。</p> <p>また，本研究は研究官の発意により，これまで，基礎的な研究を進めてきたものであり，当該研究結果を利用するなど，効率化を図っている。以上のことから，手段の適正性・費用対効果の観点からも効率性は極めて高い。</p> <p>【有効性】 本研究の結果は，取りまとめの上，関係各機関に広く配布し，保護司が直面している保護観察処遇の様々な課題に対する対策や保護観察処遇を効果的に実施するための施策を検討する上での充実強化に関する提言を行うなどの成果が期待される。</p> <p>【評価】 「必要性」「効率性」「有効性」についてはいずれも適正であり，本研究は実施すべきである。</p>
<p>評価手法等</p>	<p>外部評価機関である「研究評価検討委員会」(学者委員 8 名，法務省の他部局員 5 名 計 13 名により構成)における評価結果 (評価結果の概要は法務総合研究所ホームページへ掲載 http://www.moj.go.jp/HOUSO/index.html)</p>
<p>事後評価の内容</p>	<p>1. 目的等の実現状況</p> <p>伝統的に社会内処遇に対して積極的にボランティアを活用しているカナダ及び日本の保護司制度に類似した制度を有するシンガポールにおいて，刑事政策にかかわるボランティア及び保護司に関する実地調査を行い，その成果は，研究部報告として取りまとめる予定である。さらに，これら成果は，平成 19 年度以降に実施を予定している「社会内処遇に関する総合的研究」の基礎資料として活用する予定である。</p> <p>なお，諸外国の実地調査は，平成 15 年度から 16 年度にかけて実施した「保護司の活動実態と意識に関する調査(注)」の調査結</p>

	<p>果を踏まえたものである。</p> <p>(注)平成16年2月から3月にかけて、全国の保護観察所19庁において、保護司82人に活動実態及び意識に関し面接調査を行うとともに、この結果を踏まえて処遇や地域とのかかわりなどに関する質問紙を作成し、同年4月から5月にかけて無作為抽出した全国の保護司3,000人に質問紙調査を行い、この結果を平成17年3月に研究部報告として発刊した。</p> <hr/> <p>2. 評価結果</p> <p>日本の保護司に関する実態調査を踏まえ、諸外国の社会内処遇におけるボランティアの活用の在り方や類似の制度を有する国の実情等について実地調査を行い、今後の保護司の活動や保護司制度の在り方そのものを検討する上で、有用な資料が得られており、有意義な研究であったと評価できる。</p>
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>上記「研究評価検討委員会」における委員からの指摘を受け、政策評価書に反映した。</p>
<p>備 考</p>	